

毎月22日は「人権を確かめ合う日」です

人権のひろば

問 障害福祉課 (TEL) 354-8527 (FAX) 354-3016

「誰もが安心して 暮らせる社会を目指して」

皆さん、障害者差別解消法を知っていますか。この法律は、障害がある人もない人も、誰もが安心して暮らせる社会をつくることを目的としており、行政や事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、可能な範囲で合理的配慮を行うことを求めてています。

日常生活で利用する設備やサービスは、障害がある人にとっては利用が難しく、活動が制限される場合があります。例えば、段差がある建物や文字だけの案内は、歩ける人や読める



内閣府
「障害者差別解消法
リーフレット」

人を前提とした社会が作り出した障壁です。

合理的配慮は、社会の中にある障壁を取り除き、障害がある人だけでなく、こどもや高齢者などすべての人にあって過ごしやすい社会を実現するために必要な工夫や対応です。

本市では、合理的配慮の一つとして、手話通訳、要約筆記での窓口対応や外部への派遣を行っています。

私たち一人ひとりが社会にある障害に目を向け、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていきましょう。



共創によるカーボンニュートラルの取り組み

昨年3月以来、本市では、コスモ石油(株)、三重交通(株)、三岐鉄道(株)との共創により、企業版ふるさと納税を活用して市内路線バスのEVバス化を促進し、カーボンニュートラルの啓発に取り組んでいます。

今般、その取り組みが国に認められ、企業版ふるさと納税に係る大臣表彰を受け、1月16日に、私自身も東京での表彰式に出席しました。会場では「Go to Zero, Together! 企業版ふるさと納税を活用して、みんなでゼロカーボンシティへ」というタイトルで、この事業のプレゼンテーションを行いました。



表彰状を手に、
きわだ
黄川田内閣府特命担当大臣(地方創生担当)と

表彰に際して、大臣からは、「四日市市が公害の歴史と教訓を踏まえ、環境先進都市としてゼロカーボンシティを宣言し、企業版ふるさと納税を活用してカーボンニュートラルに取り組んでいることは、他の自治体の模範になる」との言葉をいただきました。

今後もさまざまな主体と連携・共創し、カーボンニュートラルをはじめとした環境問題に積極的に取り組んでまいります。

本事業の詳細は、PR動画にまとめて公開しています。右記の二次元コードからぜひご覧ください。

